

## 今月の相談事例（12月）

顧問先社長 経営幹部各位

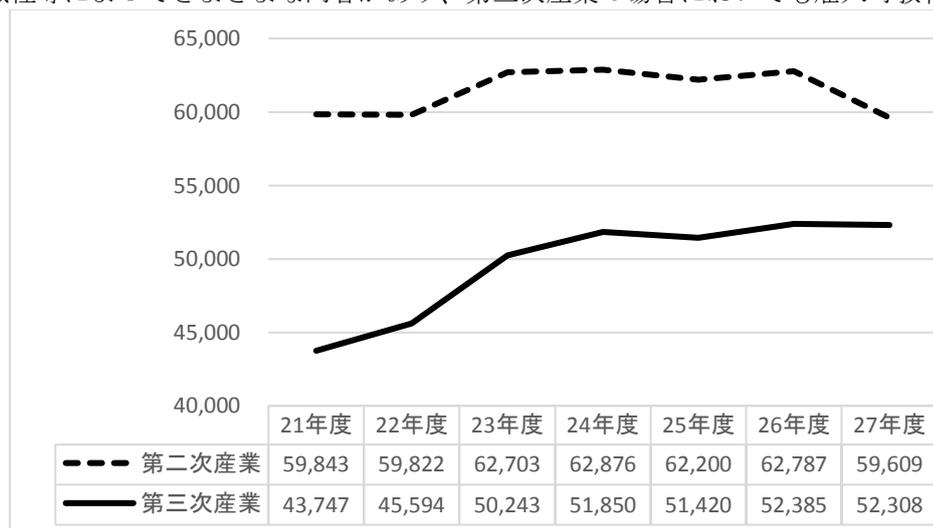
〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3  
 三浦労務経営事務所  
 特定社会保険労務士 三浦 茂  
 TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821  
 URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

### 【相談内容】

うちは従業員が数人の小売店ですが、安全衛生教育をしっかりとやるようにという案内をされました。安全衛生教育ってなんですか？うちのような小さなところでもしないとイケないんですか？

### 【アドバイス】

小売業、飲食業、福祉業などの第三次産業の就労者数の増加やパートタイム労働者の増加等にみられる就業形態の多様化等の状況を踏まえ、平成28年10月12日に「安全衛生教育推進要綱」が改訂されました。以前より、安全衛生教育は事業主に義務づけられている教育となっていますが、安全衛生教育の内容は、業種・職種等によってさまざまな内容があり、第三次産業の場合においても雇入時教育等は必要です。



左図のように、第一次産業（農業・牧畜業・林業・漁業など）や第二次産業（製造業・建設業・鉱業など）の場合には安全衛生教育は既に徹底され年々災害件数が減少していますが、第三次産業（その他の業種）では腰痛、裂傷、やけど、転倒、下敷きなどの、災害が増加する傾向にあります。

そのため、今回の改訂では、教育などの推進に当たって留意するべき事項に、就業形態が多様化しているが、労働者に対しては「雇入時等の教育を徹底する事」が重要と明記されました。

また、安全衛生に係る管理者に「安全推進者」が加わりました。下記に中小規模第三次産業に係る主な内容を記載しましたので、参考にしてください。

### ■事業場労働者数10人～49人における事業内容別、安全衛生に係る管理者の選任義務■

業種	管理担当者	職務
① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者	1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。 2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事。 3. 健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関する事。 4. 労働災害防止の原因の調査及び再発防止対策に関する事。等
② 上記①以外の業種	衛生推進者	安全衛生推進者の業務のうち、衛生にかかる業務。
③ 上記①以外の小売業・社会福祉施設・飲食店	安全推進者	1. 職場環境及び作業方法の改善に関する事（例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等） 2. 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関する事（例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等） 3. 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関する事（例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等）

■一般業務に従事する者の安全衛生教育等の対象者・種類・実施時期・内容■

対象者	教育の種類	実施時期	内容
① 新たに雇入れた者	雇入時教育	雇入時	1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事 3. 作業手順に関する事 4. 作業開始前の点検に関する事 5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
② 従事している業務の作業内容が変更した者	作業内容変更教育	作業内容変更時	6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事 7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事 8. その他、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 ※雇入れ時の教育で、非工業的業種については、上記1～4の事項を省略可。 ※雇入れ時の教育は、パートタイマーやアルバイト労働者も対象。
③ 従業員全般	健康教育	雇入時 定期・随時	事業場におけるメンタルヘルス、治療と職業生活の両立を含めた健康の保持増進に関する事項

平成25年2月25日に厚生労働省にて平成25年4月～平成30年3月までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」が以下の3つをポイントとして設定し、策定されています。

ポイント① 重点対策ごとに数値目標を

ポイント② 第三次産業を最重点業種に位置づけ

ポイント③ 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

その計画に基づいて、静岡労働局でも第三次産業の労働災害防止対策について以下のように定めています。

第三次産業における労働災害は、静岡県内では平成26年において1,524件発生しており、全産業の37%を占めています。その業種内訳は、災害の多い順に小売業415件(27.2%)、社会福祉施設214件(14.0%)及び飲食店105件(6.9%)と、これら3業種で第三次産業全体の5割弱を、全産業の2割弱を占めています。このような中、第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)については、平成25年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする静岡労働局第12次労働災害防止推進計画においても、労働災害発生数の減少をめざす重点対象業種として次の数値目標と重点対策を定めています。

【目標】

1. 小売業 死傷者数を20%以上減少 2. 社会福祉施設 死傷者数を10%以上減少 3. 飲食店 死傷者数を25%以上減少

【重点対策】

- 経営トップによる労働災害防止に対する明確な方針の表明
- 雇入れ時の安全衛生教育の徹底、危険予知活動の実施の促進
- 安全管理者・衛生管理者、安全衛生推進者等について、選任義務がある事業場における選任の徹底、義務がない事業場における安全衛生を担当する者の選任の促進
- 小売業について、バックヤードの危険箇所の見える化等危険低減措置の実施
- 介護施設について、腰痛防止対策指針に基づく措置の実施
- 飲食店について、4Sの実施、食品加工機械対策の徹底

来年度は、この計画の最終年度でもあります。特に小売業、社会福祉施設、飲食店では目標達成のため、労働基準監督署からの呼びかけや意識啓発のお知らせがあることでしょうか。

10人未満の第三次産業であれば安全推進者等、管理者の選任義務はありませんが、雇入時教育・作業内容変更教育・健康教育は共通必須の教育となります。以下に教育内容の例を掲げますので参考にして下さい。

① 雇入時教育・作業内容変更教育

- ◇ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。  
埃っぽい作業をする場合や自身の体調不良時には蔓延防止も踏まえマスクをすること。
- ◇ 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。  
必要物と不要物を分け、不要物は処分すること。必要なものをすぐに取り出せるようにわかりやすく安全な状態で配置すること。事業場を清潔に保ち、足元等に危険がないようにすること。
- ◇ 事故時等における応急措置及び退避に関する事。  
非常口の確認。分かりやすい場所への救急箱の設置、設置場所の周知。

雇入時教育は、新入社員教育等の業務に関する教育に絡めて行っても良いでしょう。

② 健康教育

- ◇ 体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を図る。
- ◇ メンタルヘルス対策のための担当窓口の設置。

安全衛生教育は、その事業場ごと様々な内容が想定されます。面倒だと感じてしまうかもしれませんが、しっかり把握しておかなければ人の命に関わる事故・災害を引き起こしてしまうこともあります。また、いざ起きたときにすばやく対応をすることができなくなってしまうし、未然に事故を防ぐためにも必ず周知、実施を徹底して下さい。特に、初めて職場に就いた労働者は、経験の無さから思いもよらない事故を発生させてしまうことがあります。そのため、雇入時の安全教育は重点的に行うべきでしょう。

(この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する)